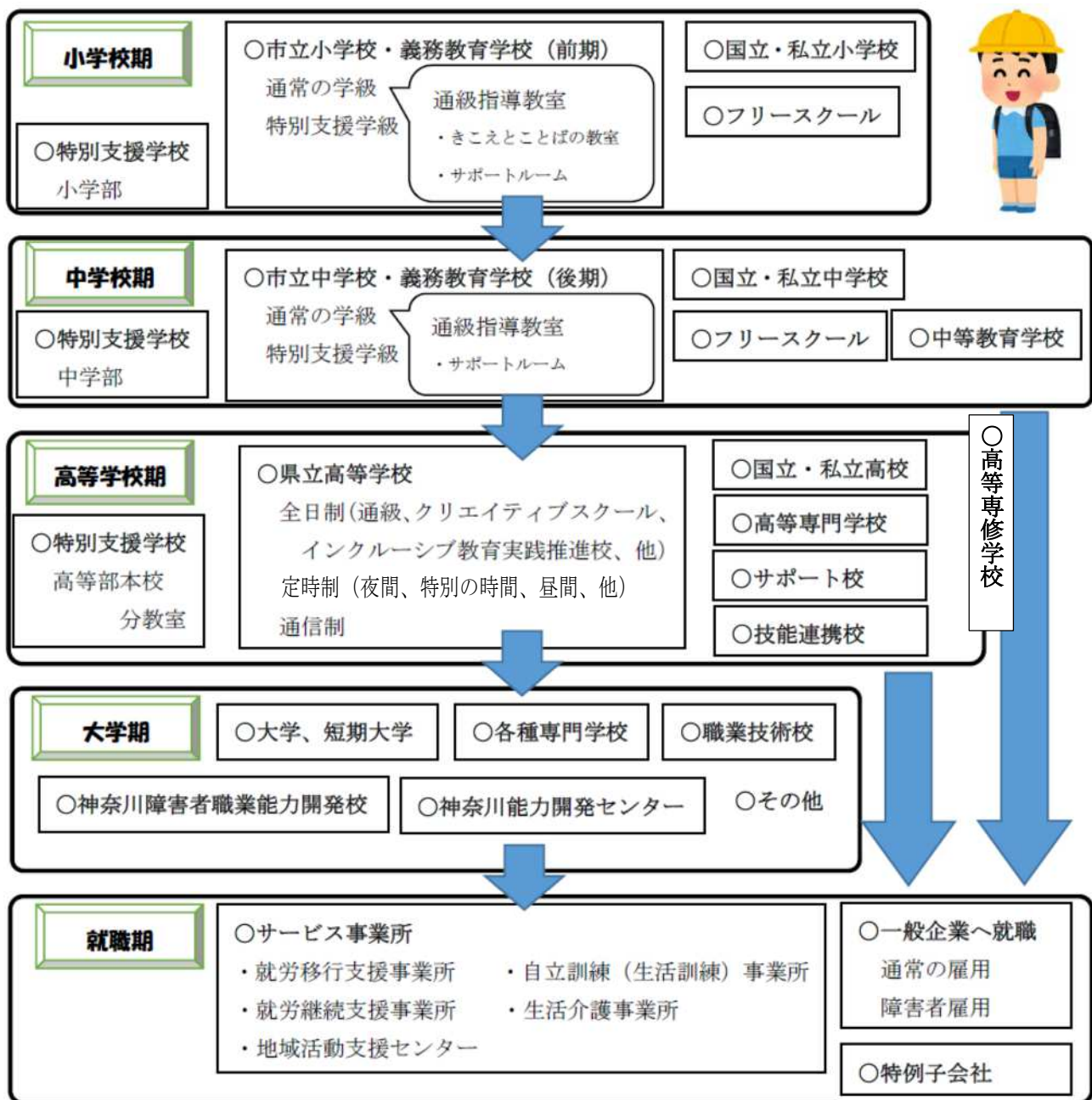


支援の必要な児童生徒のための

進路指導ガイド

卒業後の進路を考えていく上で、将来の子どもの姿を描き、どのような場でのような経験を積み重ねていくことが社会的な自立につながるのかを、本人・保護者・学校で一緒に考えていくことが大切です。子どもに適切な進路指導を行えるよう、小学校期から就職期までの流れの概要（例）を紹介します。なお、適宜変更の可能性がありますのでご留意ください。



高等学校期から就職期までの関連情報



【高等学校期】

○高等学校 全日制（学年制） 公立 私立 国立

中学校と同じように午前から午後まで1日約5時間から7時間の授業を受けて、3年間の中で学び、卒業することを基本としています。ほとんどの科目についてクラス単位で学び、1学年ずつ進級します。各学校では、特色に応じた選択科目も設定しています。

○高等学校 全日制（単位制） 公立 私立 国立

学年の区分がなく、3年間（4年間）で必要な単位数を修得することで卒業できます。共通教科の科目を中心に自分の興味・関心、進路希望にあわせて科目を選択し、学習します。

○高等学校 定時制課程 公立 私立

定時制の高校では、夜間・特別な時間（午前または午後など）に1日4時間程度学習します。多くの学校では、17時30分頃から21時頃まで授業を行い、そのあとに部活動などがあります。

○高等学校 通信制課程 公立 私立

通信制の高校では、自宅での学習を中心に、レポート（報告課題）とスクーリング（面接指導）が学習の中心にあり、成果をテスト（試験）で確認します。卒業時に与えられる資格は、全日制・定時制と同じです。修業年限は3年以上です。

◆クリエイティブスクール（学年制） 公立

学習への意欲を高め「わかる授業」の展開や「実体験からの学び」を推進するため1クラス30人以下での展開等の新たなしくみを導入しています。入学者選抜では将来を切り開くために意欲的に学校生活を送ろうとする意志を重視した選考を行います。

◆フレキシブルスクール（単位制） 公立

単位制のしくみを生かし、一人ひとりの生活スタイルや学習ペースに応じた学習ができます。1日12時限の授業展開から、午前・午後・夜間それぞれの時間帯から選択できる柔軟なシステムです。

◆インクルーシブ教育実践推進校（学年制） 公立

共生社会の実現をめざし、知的障害のある生徒に高校教育を受ける機会を広げながら、すべての生徒が共に学び相互に理解を深める教育に取り組めます。療育手帳の有無は問いません。

◆高等専修学校 私立

社会に出てすぐに役立つ実践的な職業教育を行い、いろいろな分野でスペシャリストを養成しています。高等学校と並ぶ正規の後期中等教育機関として、高等学校の枠に収まらない多様な教育を行っています。高等学校卒業資格をとれる学校もあります。

○技能連携校 **私立**

通信制高校に籍をおきながら、その高校と技能連携をしている専修学校等の教育施設に通うことで専門知識を学びながら同時に高校卒業資格を得られる制度があり、それを取り入れている教育施設です。

○サポート校 **私立**

通信制高校に籍をおく生徒が高校卒業資格を取得できるように、学習をサポートする民間の教育施設です。

○県立特別支援学校 高等部（相模原市内の特別支援学校のみを記載しています） **公立**

緑区：津久井支援学校（知的障害教育部門 肢体不自由教育部門）

中央区：相模原中央支援学校（知的障害教育部門 肢体不自由教育部門）

※視覚・聴覚部門は幼稚部、小学部、中学部のみ

南区：相模原支援学校（知的障害教育部門）※橋本高等学校内に分教室

特別支援学校入学に関する詳細等につきましては、次のホームページでご確認ください。

*輝けきみの明日ー特別支援学校版ー



*神奈川県立の特別支援学校入学者
選抜について



【大学期】

○神奈川障害者職業能力開発校

国が設置し、神奈川県が運営する職業能力開発施設です。障害のある方が、障害の事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っています。

応募資格は、職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業に就こうという意思のあること、集団での訓練に適応できること等。発達障害等のある方は要相談。

○神奈川能力開発センター

基礎的な技能訓練を実施するとともに、生活習慣や労働習慣、職業人としてのマナーなどを体得させることによって就職を促進し、その雇用の場の確保と職域の拡大を図ることを目的としています。訓練期間は2年間。2年間の入寮制（必須）。

応募資格は、知的障害者と判定された方であること、義務教育修了（修了見込み）以上、25歳未満で、働いたことがない又は経験が少ない方、能力開発の訓練を受け、雇用労働者として自立することを強く希望される方、集団生活に著しい障害のない方、伝染性疾患のない方、一日体験教室に参加された方（全ての条件を満たすものとする）。

○職業技術校 かなテクカレッジ東部・かなテクカレッジ西部

「専門的なスキル（技術・技能）を習得して就職したい」と考えている方が対象です。
入校選考の方法は、①学力検査（国語・数学）、②面接（知識・技術・技能の習得意欲、職業能力開発の必要性等）の総合評価。学力検査は、訓練費用がA群（有料のコース）は高等学校卒業程度の内容、B群（無料のコース）は中学校卒業程度の内容です。

○その他の学校

大学、短期大学、各種専門学校 ＊相談室を置いている学校もあります。

【就職期】



○特例子会社

障害のある方の雇用の促進、そして安定を図るために設立された会社です。一般的な企業と比べると、障害や特性に対するサポート環境が整っているところが多く、比較的障害の程度に関係なく働くことが可能です。

○自立訓練（生活訓練）事業所

知的障害者や精神障害者に対する入浴や排泄、食事などに関し、自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活相談・助言などを行う事業所です。利用可能期間：2年以内

○就労移行支援事業所

企業就労が見込まれる方に、一定期間、就職（企業就労）に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う事業所です。利用可能期間：2年以内

○就労継続支援事業所

企業・事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対し、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行う事業所です。雇用契約を結び利用する「就労継続支援A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「就労継続支援B型」の2種類があります。「A型」は事業者と雇用契約を結び作業をするため、最低賃金が保証され、社会保険にも加入します。

○生活介護事業所

施設等において、入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な援助を要する方に、日常生活上の支援及び創作的な活動の提供を行う事業所です。

○地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との生活交流の促進を図り、日常生活に必要な支援を受けるための施設です。

【就職期 相談機関】 ※他にもあります

○神奈川県障害者雇用促進センター

住所：横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ5階

障害のある方の雇用促進を図るため、企業及び障害者就労支援機関へ障害のある方の雇用に関する相談及び支援を行っています。

○障害者支援センター松が丘園

住所：相模原市中央区松が丘1-23-1

障害のある方のその人らしい地域の暮らしを支援するため、就労や生活など、地域で必要となるさまざまな相談を行っています。また、生活を支援する事業、家族を支援する事業なども行っています。

○障害者相談支援キーステーション

住所：【緑区】 相模原市緑区西橋本5-3-2 1 緑区合同庁舎2階

【中央区】 相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館2階

【南区】 相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター1階

区内の障害のある方を対象に、障害の種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行っています。

相談機関の詳細・連絡先等につきましては、「障害のある方のための福祉のしおり 相模原市版」をご参照ください。



携帯等で読み取っていただくことで、「福祉のしおり」の閲覧・ダウンロードが可能となります。

